

JIS

学校用家具－教室用机・椅子

JIS S 1021 : 2011

(JOIFA/JSA)

平成 23 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	會川 義寛	お茶の水女子大学
	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	石川 麗子	財団法人日本消費者協会
	大熊 志津江	文化学園大学
	金丸 淳子	財団法人共用品推進機構
	河内 憲治	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	河村 拓	合同会社西友
	河村 真紀子	主婦連合会
	後藤 伸二郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝田 章	社団法人消費者関連専門家会議
	中里 憲司	社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中村 有作	財団法人製品安全協会
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会
	畠山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久松 富雄	財団法人家電製品協会
	山口 公樹	社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.7.22 改正：平成 23.9.20

官 報 公 示：平成 23.9.20

原 案 作 成 者：社団法人日本オフィス家具協会

(〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-12-11 リガーレ日本橋人形町 TEL 03-3668-5588)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	2
5.1 性能	2
5.2 外観	3
6 構造	3
7 材料	3
8 寸法	4
8.1 机の寸法	4
8.2 椅子の寸法	4
9 試験	6
9.1 試験の一般条件	6
9.2 安定性試験	9
9.3 強度試験	12
9.4 衝撃試験	17
9.5 耐久性試験	20
9.6 絶縁抵抗・耐電圧試験	22
10 検査	22
11 表示	23
11.1 机の表示	23
11.2 椅子の表示	23
12 取扱い上及び維持管理上の注意事項	24
附属書 A (参考) 机と椅子との関係	25
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	26
解 説	31

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 1021:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 24 年 3 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク認証において、**JIS S 1021:2004** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

学校用家具—教室用机・椅子

School furniture—Desks and chairs for general learning space

序文

この規格は、1979年に第1版として発行されたISO 5970、1988年に第1版として発行されたISO 7172及びISO 7174-1並びに1989年に第1版として発行されたISO 7173を基とし、我が国の使用実態を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、小学校、中学校、高等学校などで使用する児童・生徒用机及び椅子（以下、机及び椅子という。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 5970:1979, Furniture—Chairs and tables for educational institutions—Functional sizes

ISO 7172:1988, Furniture—Tables—Determination of stability

ISO 7173:1989, Furniture—Chairs and stools—Determination of strength and durability

ISO 7174-1:1988, Furniture—Chairs—Determination of stability—Part 1: Upright chairs and stools (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5905 繊維板

JIS A 5908 パーティクルボード

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

合板の日本農林規格 (JAS)

集成材の日本農林規格 (JAS)

ISO 2439, Flexible cellular polymeric materials—Determination of hardness (indentation technique)